

思わぬ事故に備えて家族みんなで加入しましょう

# 交通災害共済



東北信市町村交通災害共済は、交通事故にあわれた方を救済するための支え合い共済です。町から各世帯へ送付いたします「交通災害共済加入のご案内」通知をご持参の上、所定の金融機関で会費の納入をしてください。

平成30年3月31日までに申し込みをされた方は、平成30年4月1日から会員となることができます。お早めにお申し込みください。

## 【共済掛金(年額)】

**15歳以上 400円** 15歳未満は町負担となります。(平成15年4月2日以降生まれの方)

## 【共済期間】

平成30年4月1日～平成31年3月31日

(※ただし、4月1日以降に申し込みをされた方は、申し込みの翌日から平成31年3月31日までです。)

## 【会費納入場所】

- (株)八十二銀行本支店 ●上田信用金庫本支店 ●郵便局・ゆうちょ銀行(長野、新潟県内に限る)
- 佐久浅間農業協同組合(町内の支所に限る)

## 【支払見舞金】

交通災害区分	共済見舞金の額
死亡の場合	160万円
入院1日あたり	2千円
通院1日あたり	1千円
基礎見舞金	2万円
障害者(1～2級)となられたとき上記のほかに	100万円
障害者(3級)となられたとき上記のほかに	60万円
障害者(4級)となられたとき上記のほかに	25万円
ギプス・整復固定術にボルト固定した場合、限度額の範囲内で上記のほかに	一律2万円

1. 入院・通院・基礎見舞金については、**2日以上**の入・通院が支給対象となります。
2. 基礎見舞金2万円に入・通院の金額が加算されます。
3. 傷害の支給限度額は40万円です。ただし、軽車両の事故については支給制限を受けることがあります。
4. 同じ日に2回以上の診療があっても1回とみなします。

## 【交通事故が発生したら】

交通事故で負傷したときは、直ちに最寄りの警察署に連絡してください。その後、役場総務課へ事故の報告をし、見舞金の請求の相談をしてください。申請用紙等は役場総務課にてお渡しします。請求期間は、事故発生日から2年以内です。

お問い合わせ先 総務課庶務係(32)3111

# 平成30年度も軽自動車税のグリーン化特例を実施します。

平成30年度に適用となる軽自動車税のグリーン化特例は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新規検査を受けた車両を対象に、燃費目標基準の達成度に応じ、平成30年度分の軽自動車税に限りその税額が軽減される制度です。詳細な税額については表1・2・3をご確認ください。

表1〈軽三輪以上 乗用車のグリーン化特例〉

車種区分	現行	平成32年度 燃費基準達成車	平成32年度 燃費基準+20%達成車	電気自動車等
軽四乗用 自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
軽四乗用 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

表2〈軽三輪以上 貨物車のグリーン化特例〉

車種区分	現行	平成27年度 燃費基準+15%達成車	平成27年度 燃費基準+35%達成車	電気自動車等
軽四乗用 自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円
軽四乗用 営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

表3〈三輪車のグリーン化特例〉

車種区分	現行	平成27年度 燃費基準+15%達成車	平成27年度 燃費基準+35%達成車	電気自動車等
三輪車	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円

※本特例は平成28年度・平成29年度軽自動車税のみの特例措置でしたが、平成29年度の税制改正により特例の適用期間が延長され、平成30年度・平成31年度軽自動車税にも適用されることになりました。

【適用期間】平成29年4月1日から平成31年3月31日。

適用期間中に新車新規登録等を行った場合に限り、当該年度の翌年度分について特例措置が適用されます。

問い合わせ先 税務課住民税係(32)3126

## 軽自動車・バイク等の変更・移転手続きはお済みですか？

◇引越等により住所を変更した場合(軽自動車・バイク等の定置場を変更した場合)

◇軽自動車・バイク等を廃車した場合

◇他人に譲り渡した等で所有権が移転した場合

上記に該当する場合は、早めの手続きをお願いします。

※平成30年4月1日までに手続きを終えていない場合は平成30年度課税となります。

種別		車種		手続きの場所	
原動機付自転車	総排気量	50cc以下	二輪・三輪 三輪以上	<p>●御代田町 税務課</p> <p>※御代田町ナンバーに限ります。</p> <p>所在地:御代田町大字御代田2464番地2 電話:(32)3126</p>	
		50cc超90cc以下	原付二種乙		
		90cc超125cc以下	原付二種甲		
小型特殊自動車	農耕作業用		小型特殊農耕車		
	その他		小型特殊その他		
軽自動車	四輪以上	二輪(側車付も含む) 125cc超250cc以下			<p>●自家用自動車協会</p> <p>小諸支部</p> <p>所在地:小諸市八幡町3-3-15 電話:0267-22-0496</p> <p>佐久支部</p> <p>所在地:佐久市中込中込原北3387 電話:0267(67)4677</p>
		乗用	営業用	軽自二輪	
			自家用	軽自三輪	
		貨物	営業用	軽四乗用営業	
			自家用	軽四乗用自家用	
自家用	軽四貨物自家用				
二輪小型自動車	250cc超		二輪小型		

※手続きに必要な書類等は内容によって異なりますので、手続きの前に一度確認いただきますようお願いいたします。